

「在宅医療と介護連携」に関する相談と回答

H30-No. 1

(平成30年4月～平成31年3月:相談種別順)

番号	相談種別	相談者	相談内容	回答内容
30001	医療・介護の連携	介護	主治医にケアプラン作成の為意見を伺いに行ったが、自分の配慮が欠けており、トラブルになった。	時期、曜日、時間帯などによって繁忙さが違う。事前にアポをとってから訪問するよう助言。資源マップにも連携方法の記載があることも周知。
30002	医療・介護の連携	介護	入院時連携シートを早く持って行こうと思い、病院連携室へ入院の有無の電話をしたが、「個人情報の為答えることはできない」との対応。病院の対応に疑問。	基本的に電話対応は不可の病院が多い。電話ではなく、直接訪問するよう助言。また、普段から顔が見える関係をつくるようお話しした。
30009	医療・介護の連携	医科	ケアマネジャーから、書類の提示なく電話のみでケアプランに対する意見を求められた。なじみがないケアマネジャーで、対象患者のケアマネジャーかどうか分からない。どのような対応が望ましいか。	直接、主治医に面会し、対象患者のケアマネジャーである旨を伝え、ケアプラン原案を提示した上で意見を求めるのが一般的であり、本人確認ができないケアマネジャーに対し、電話のみで情報提供することは適切でないと考える。
30010	医療・介護の連携	介護	救急連絡シートの運用について確認したい。	小規模な介護事業所向けに作成し配布したもの。この様式でなくても、救急隊到着時に「救急連絡シート」の内容は聞き取りされる情報なので、速やかに情報が提出できるようにして欲しい。
30008	介護保険	介護	カンファレンスに参加した退院・退所加算算定時の必要書類は？	ケアマネ作成の退院・退所情報記録書ではなく、病院が利用者又は家族に提供した退院時共同指導説明の文書の写しを添付すること。(保険者に確認)
30005	感染症	介護	感染症(ESBL)の既往歴のある利用者について、どうい対応をしていったら良いか。施設退所の利用者だが、入所時の検査ではマイナスであった。	保健所などに確認。「手袋使用、次亜塩素での消毒、入浴は最期などの対応は必要。」と伝達。感染症に関する相談は保健所が窓口であると説明。
30006	機関・事業所の紹介	医科	退院する患者だが、通院で輸血治療が必要。対応して頂ける診療所を紹介して欲しい。病名「骨髄異形成症候群」。現在は通院可能。	「通院できなくなった場合も考慮し、訪問診療、往診あるいは入院ができる診療所、がん疾患に対応可能な診療所が良いのではなからうか」と助言。(後日、診療所が決まった旨、報告あり。)

30007	機関・事業所の紹介	その他	自費で訪問リハビリを実施している事業所が知りたい。	訪問リハビリを実施している事業者の情報を提供。事業者が自費でも対応するかどうかは個別に相談が必要。また、医療法第42条による疾病予防運動施設があることも情報提供。
30011	機関・事業所の紹介	介護	訪問歯科を探している。	東部歯科医師会の地域歯科医療連携室を案内。
30004	人生の最終段階	訪問看護	終末期で在宅療養中の利用者が自宅で亡くなり、医師がすぐに死亡確認ができない場合、訪問看護師としてどのように行動すれば良いか。	「死亡診断書記入マニュアル（厚労省）30年度版」、「2013年看護協会資料」などのコピーを渡し、説明。